

議案第 36 号

市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について

市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 12 月 2 日提出

市川市長 大久保 博

市川市条例第 号

市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

市川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条及び第 5 条第 1 項中「第 19 条第 9 号」を「第 19 条第 10 号」に改める。

別表第 1 の 49 の項を削る。

別表第 3 の 1 の項中「学校保健安全法」の次に「(昭和 33 年法律第 56 号)」を加える。

別表第 3 の 3 の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 1 条及び第 5 条第 1 項の改正規定は、個人情報保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律（平成 27 年法律第 65 号）附則第 1 条第 5 号に掲げる規定の施行の日から施行する。

## 理 由

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令」の改正により同命令において定められた個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する事務を本条例から削るほか、条文の整備を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。